

# 一般仕様書

No. 1

- 1 請負者は、設計図書へ記載事項以外は、すべて「岡山県西南水道企業団水道工事仕様書・一般仕様書」、「岡山県土木工事共通仕様書」(平成13年10月改正)、「土木工事施工管理基準」、「土木工事安全施工技術指針」、「建設土木工事公衆災害防止対策要綱」、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」、「渠液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」、「道路工事現場における保安施設設置基準について」、「建設副産物適正処理推進要綱」により施工すること。  
なお、「岡山県土木工事共通仕様書」については、以下のとおり部分改訂している。  
・ 第1回 平成18年4月1日<土木部監理課ホームページ掲載><http://www.pref.okayama.jp/doboku/kanri/kanri.htm>
- 2 請負者は、交通禁止・規制をする場合には、監督員に申請書を提出し、所管の警察署に道路使用許可を提出すること。
- 3 請負者は、工事の施工に当たっては、地元関係者との紛争がないよう、請負者で責任をもって施工すること。
- 4 請負者は、設計図書、仕様書に明示のない事項、その内容に疑義を生じた場合及び設計図書と工事現場の状態が一致しない時は直ちに監督員に連絡し、その指示を受けて施工すること。
- 5 面木の使用について  
請負者は、コンクリート構造物の面木及び天端前面には、円形の物を使用すること。
- 6 公共事業労務費調査に対する協力  
① 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。  
② 請負者は、調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。  
③ 請負者は、公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に貸金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。  
④ 請負者は、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）が③と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

# 一 般 仕 様 書

No. 2

⑤ 請負者は、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）が③と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

## 7 建設副産物について

- ① 請負者は、建設副産物の発生量・処理状況及び再生資材等の利用状況把握に資するために、「建設副産物実態調査(センサス)」の調査を作成することとし、工事完成後監督員に提出するものとする。
- ② 請負者は、下表に該当する資材の搬入、指定副産物の搬出が生じる建設工事については、「再生資源利用促進法」(いわゆるリサイクル法)により計画書を作成し、監督員に提出すること。

再生資源利用計画書	再生資源利用促進計画書
次のような建設資源を搬入する建設工事 1. 土砂……………1, 000 m <sup>3</sup> 以上 2. 碎石…………… 500 t 以上 3. 加熱アスファルト混合物…………… 200 t 以上	次のような指定副産物を搬出する建設工事 1. 土砂……………1, 000 m <sup>3</sup> 以上 2. コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 合計 200 t 以上 建設発生木材 建設汚泥・建設混合廃棄物 ※

※建設汚泥・建設混合廃棄物については、リサイクル法で定められている品目ではないが、調査対象となる工事の中で、これらの品目が発生する場合には、併せて調査を実施すること。

## 8 安全訓練について

① 請負者は、現場における安全訓練として、労働安全衛生法に基づき行う日々の安全教育のほか、工事現場に即した安全・訓練等について、すべての作業員を対象に毎月1回半日以上以上の頻度で実施するものとする。

② 請負者は、安全訓練等の実施に当たっては、「岡山県土木工事共通仕様書」総則1-1-5施工計画書の記載事項とし、実施項目を記載し、監督員に提出するものとする。

## 9 施工合理化調査について

本工事が施工合理化調査の対象となった場合は、該当工種の調査を行い監督員に提出しなければならない。なお、調査要領等については、監督員の指示によること。

# 一般仕様書

No. 3

- 10 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）」について  
岡山県西南水道企業団が発注する工事のうち、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材）を使用する工事並びに特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）が発生する工事について、建設リサイクル法施行令第2条第1項の規定する「建設工事の規模に関する基準（以下「規模基準」という。）」に該当する工事を「建設リサイクル推進工事（以下「推進工事」という。）」として位置づけ、建設リサイクル法等に規定する所定の手続きを行うこと。
- ① 「推進工事」においては、建設リサイクル法第12条第1項に規定する説明事項(分別解体等の方法・解体工事に要する費用・再資源化等をするための施設の名称及び所在地・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用等)について、契約書を提出する前に別に定める「通知に係る事前説明事項」の書面を監督員に提出し協議すること。
  - ② 上記①の特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により許可を受けた収集運搬業者、処分業者に特定建設資材廃棄物の運搬、処理を委託する場合、委託先の業者からの見積書を提出すること。  
また、解体工事に要する費用についても工事を直接行う者からの見積書を提出すること。
  - ③ 「推進工事」の契約書第7条に掲げる「別紙のとおり」の「別紙」とは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条の規定による書面」とする。
  - ④ 請負者は、「推進工事」において「建設業の許可票」若しくは「解体工事業業者登録票」の標識に下図ステッカーを貼付しなければならない。
  - ⑤ 請負者は、「推進工事」において監督員から建設リサイクル法第11条に規定される「通知」が完了した旨の回答があるまでの間、当該工事に着手してはならない。
  - ⑥ 請負者は、現契約が「推進工事」以外の工事で、工事着手後、現場条件等により「推進工事」となる場合は、監督員と速やかに協議し、⑤と同様、監督員からの回答があるまでの間、当該工事に着手してはならない。
  - ⑦ 請負者は、「推進工事」において、当初契約時に記載した再資源化等施設と異なる施設で再資源化等を行う際には、監督員と協議を行わなければならない。
  - ⑧ 請負者は、「推進工事」における特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、再資源化等報告書を監督員に提出しなければならない。

# 一般仕様書

No. 4

「推進工事」(ステッカー)

平成 年 月 日  
通知日年月日

建設リサイクル推進工事

岡山県

注) 通知が終了後、市監督員が交付

- 11 請負者は、レディミクスコンクリートを用いる場合には、コンクリートの製造・施工・試験・検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づき監査に合格した工場等）の製品を用いなければならない。
- 12 その他（各課毎の仕様書があれば記入すること。）

# 特記仕様書

土木工事共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項は、下記の通りとする。

項 目	特 記 事 項	No.1
1 使用資材について	<p>1 本工事に使用する資材については、県内産資材又は県内取扱業者から購入した資材の使用に努めること。</p> <p>(1) 県内産の資材がある場合は、県内産の資材を優先するものとする。</p> <p>(2) 県内産の資材がなく、やむを得ず県外産の資材を使用する場合には、県内業差の取扱い資材を優先するものとする。</p> <p>2 資材を購入しようとする時は、あらかじめ購入先の名称、所在地及び資材名等を記載した主要材料購入先一覧届出書を監督員を通じ提出すること。</p> <p>3 県外産資材を県外取扱業者から購入する場合には、前記の届出書に県内産資材又は、県内取扱業者から購入した資材を使用しない理由を書面にして添付すること。</p>	
2 下請負業者の選定について	<p>1 本工事の施工において、やむを得ず工事の一部(主体的部分を除く)を下請負に付する場 合、下請負の相手方は県内業者から選定するよう努めること。</p> <p>2 下請負に付そうとする場合には、あらかじめ下請負人選定一覧届出書を監督員を通じて提出すること。</p> <p>3 県外業者をした下請負の相手方として選定する場合には、前記の届出書に県内業者を選定しない理由を書面にて添付すること。</p>	
3 監督検査の強化について	<p>1 ○○○○工事(以下「当該工事」という)は低入札価格調査対象工事であるが、当該工 事が低入札価格工事となった場合、請負者は当該工事及びその他岡山県発注の手持ち工事に おいて、主要資材の確認及び不可視部分等の検査を発注者が必要と認める時点で受けなけれ ばならない。</p> <p>2 当該工事が低入札価格工事とならない場合においても、工期の重複する岡山県発注の手持 ち工事の中に低入札価格工事がある場合は、主要資材の確認及び不可視部分等の検査を発注 者が必要と認める時点で受けなければならない。</p> <p>3 その他検査に必要な書類等については、中間検査実施要領による。</p>	

項 目	特 記 事 項	No.2
4 諸経費調整について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○○○○工事（以下「当該工事」という。）の請負額は、当該工事の入札時に県が指定した下記の工事（以下「指定工事」という。）の請負人が当該工事についても請け負った場合には、指定工事のうち同一請負人となる工事と当該工事の設計額の合計額により定まる率によって算定した諸経費から、同一請負人となる指定工事に係る諸経費を控除した額をもって再計算し変更する。</li> </ul>	
5 施工合理化調査について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本工事において、○○工の施工合理化調査を行い、監督員に提出すること。 なお、調査要領等については、別途監督員が指示する。</li> </ul>	
6 イメージアップの実施について	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 本工事現場のイメージアップは、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、請負者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連係を図り、適正に工事を実施するものとする。</li> <li>2 イメージアップの内容については、下記のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 仮設備 ○○○を実施するものとする。 イメージアップは別表＝</li> <li>(2) 安全施設 ○○○、○○○を実施するものとする。 =第1及び第2を参考と＝</li> <li>(3) 営繕施設 ○○○を実施するものとする。 =</li> </ul> </li> <li>3 イメージアップについては具体的実施内容、実施期間について、施行計画書に記載し提出するものとする。</li> <li>4 工事完了時には、イメージアップの実施写真を提出するものとする。</li> </ul>	
7 工期設定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工期設定においては、雨天、休日等を見込み設定している。なお、休日等には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を見込んでいる。 注) 夏期休暇及び年末年始休暇については、該当する工事のみ記載する。</li> </ul>	

項 目	特 記 事 項								
8 工期の着手について	<p>No.3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本工事においては、〇〇日以内に現場工事(準備工を含む。)を開始すること。</li> </ul>								
9 工程関係について 施工時間について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ No. ～No. 付近の 〇〇〇工については、〇月〇〇日までに完了すること。</li> <li>・ No. ～No. 付近については〇〇工事と関連するので相互の連絡調整を密にすること。 なお、〇〇〇工事は、〇月〇日から開始又は〇月〇日に完了する予定である。</li> <li>・ No. ～No. 付近については、〇〇〇〇が終わる〇月〇〇日まで着工してはならない。</li> <li>・ 本工事の施工開始は、平成〇年〇月〇〇日の予定(改良工事の路盤工完了)であるため、あらかじめ工程に配慮しておくこと。</li> <li>・ 本工事の〇〇〇工は、洪水期をさけて平成〇年〇月〇〇日以降に着手すること。</li> <li>・ 本工事は、〇〇〇との協議により、〇〇〇の工事について、〇〇〇を行う必要があるため、〇〇〇に十分配慮すること。</li> <li>・ 設計工程上〇〇〇日の休日日数等の作業不能日数を見込んでいる。</li> <li>・ 本工事の施工にあたり、関係機関・自治体等から時間的制約条件を付された場合には、速やかに監督員と協議するものとする。</li> <li>・ 〇〇〇工の施工時間は、〇〇：〇〇～〇〇：〇〇とする。</li> <li>・ 本工事は、昼間施工を予定しているが、現在、警察等と協議中であり、その結果によっては、夜間施工に変更する可能性がある。</li> </ul>								
10 施工計画書について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本工事の施工計画書は、提出を省略する。</li> <li>・ 本工事の施工計画書には、〇〇〇、〇〇〇を追記し、提出すること。</li> </ul>								
11 用地関係について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ No. ～No. 付近の間に一部用地の未処理部分があり、平成〇年〇月〇〇日までに処理する予定であるが、期日までに処理できなかつた場合においても、工事の進捗に支障を生じないよう工程上の配慮をしておくこと。なお、期日までに処理できず、工事内容に変更を伴う場合は、別途協議する。</li> <li>・ 〇〇工事用の用地については、使用終了後〇〇〇の内容で復旧すること。</li> <li>・ 〇〇工事用の用地は〔請負業者が借地する〕又は〔岡山県が借地している〕又は〔官有〕の土地であり、その使用条件は下記のとおりとする。</li> </ul> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>範囲</td> <td>〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>使用条件</td> <td>〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>復旧方法</td> <td>〇〇〇〇〇</td> </tr> </table>	範囲	〇〇〇〇〇	期間	〇〇〇〇〇	使用条件	〇〇〇〇〇	復旧方法	〇〇〇〇〇
範囲	〇〇〇〇〇								
期間	〇〇〇〇〇								
使用条件	〇〇〇〇〇								
復旧方法	〇〇〇〇〇								

項 目

12 公害対策関係について

特 記 事 項

No. 4

- ・ 本工事に伴う、公害防止対策のため、下記の事項を指定する。

施 工 方 法    ○ ○ ○ ○ ○ ○  
 建設機械・設備   ○ ○ ○ ○ ○ ○  
 作 業 時 間    ○ ○ ○ ○ ○ ○

- ・ 本工事において、次に示す一般建設機械8機種を使用する場合は、排気ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。又、平成7年度建設省技術評価制度公募課題「建設機械の排気ガス浄化装置の開発」、又は、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排気ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排気ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は別途監督員と協議するものとする。

一 般 建 設 機 械 8 種 類

機 種	備 考
○バックホウ	ディーゼルエンジン
○トラックタショベル (車輪式)	(エンジン出力
○ブルドーザ	7.5kw 以上 260kw
○発動発電機 (可搬式)	以下) を搭記した建
○空気圧縮機 (可搬式)	設機械の限る。
○油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうちベースマシ	
とは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを	
搭載しているもの)	
：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧	
式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、	
リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連	
続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機	
○ローラ (ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ)	
○ホイールクレーン (ラフテレーンクレーン)	

- ・ 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工計画書に記載するとともに現場代理人は施工現場において使用する建設機械が確認できる写真撮影を行い提出するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械に貼付けてある「指定ラベル」についても写真撮影を行い提出するものとする。



項 目

特 記 事 項

No.5

・ 排出ガス対策型建設機械あるいは排出型ガス浄化装置を装着した建設機械が使用できない場合は、設計変更の対象とする。

・ 本工事箇所は、特に生活環境を保全する必要がある地域であるので、下記工種の施工に当たっては低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用するものとする。

( 記載例 )

[ 鋼矢板打ち込み …… 7-対が併用圧入工法・振動打ち込み  
 鋼矢板引き抜き …… クレーン引き抜き・振動引き抜き  
 杭 打ち込み …… 中掘工法  
 舗装版取り壊し …… 油圧ジャッキ式 ]

・ 運搬路等については、粉塵により公衆に迷惑を及ぼすことのないよう散水防塵 (〇回/日程度) を実施するものとする。

・ 本工事に伴う〇〇の防止のため、〇〇の対策を行う必要がある、その内容は下記のとおりとする。

期間 〇〇〇

内容 〇〇〇

処理条件等 〇〇〇

・ 本工事に伴う水中掘削及び捨石作業中の汚濁防止のため、汚濁防止膜(H=〇m)を設置すること。また、工事完了後は、すみやかに撤去を行うこと。

・ 本工事に伴う〇〇により事業損失が懸念されるため、その対策として下記の調査を行うものとする。

調査の区分

調査の時期

調査方法

調査範囲

等

項 目	特 記 事 項	No.6
13 安全対策関係について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本工事の施工に当たっては、交通整理人を適切に配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工するものとする。なお、交通整理人として延べ〇〇人を見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は、別途協議する。</li> <li>・ 本工事は終日片側交互通行を予定している。</li> <li>・ 作業時間中（休息時間含む）は交通誘導員を配置するものとし、交通誘導員〇〇人を見込んでいます。また、作業時間外は工事用信号機により交通の誘導を行うものとする。</li> <li>・ なお、現場状況及び関係機関との調整等により、これによりがたい場合は、監督員と別途協議する。</li> <li>・ 作業の実施上消去した区画線は、1日の工程終了後、速やかに「仮区画線」トラフィックペイント（常温式）等により原形に復旧したのち、交通解放しなければならぬ。</li> <li>・ 本工事区間内のNo. ～No. 間付近の路則には、全線にわたり市水道局の水道管が埋設されている。施工に当たっては、損傷を与えないように市水道局の立会いを求め入念に施工すること。なお、施工中において、土留工等の必要が生じた場合には、監督員の指示によるものとする。</li> <li>・ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、〇〇〇の換気設備を設置するものとする。</li> </ul>	
14 工事用道路関係について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料及び資材の搬入、搬出においては、〇〇〇地区は、〇t以下の工事車両とし、〇t以上の工事車両は〇〇〇地区を通行することとする。</li> <li>・ 運搬路に使用した、既設道路の舗装等の補修が必要となった場合は監督員と協議し、補修しなければならぬ。なお、補修は設計変更の対象とする。</li> <li>・ 歩行者用の仮歩道は、W=〇〇mを確保するものとし、構造等の詳細については、別途監督員と協議する。</li> <li>・ 工事用の仮設道路は下記の条件により設置し工事を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全施設の内容及び期間 〇〇〇〇</li> <li>工事終了後の処置 〇〇〇〇</li> <li>維持補修の内容 〇〇〇〇</li> </ul> </li> </ul>	
15 仮設備関係について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本工事で設置したNo. ～No. の〇〇工は、本年度の工事完了後も存置するものとする。なお、工事完了後の損料、撤去費については計上してないので、別途、監督員と協議する。</li> <li>・ 〇〇〇工の仮設備の設計条件については、別途設計図に指定する。</li> </ul>	

項 目

16 建設副産物関係について

特 記 事 項

No. 7

- 本工事で発生する建設発生土については現場内で利用することとし、搬出する場合においては以下の搬出先へ搬出すること。なお、現地において予定した土質及び土量等に変更があった場合は、速やかに監督員と協議すること。

土 質	搬出量	搬 出 先	搬 出 時 期
〇〇土	〇〇m <sup>3</sup>	〇〇市△△地内の〇〇〇工事 (運搬距離〇〇km)	平成〇〇年〇月
△△土	〇〇m <sup>3</sup>	〇 〇市△△地内の〇〇〇残土センター (運搬距離〇〇km)	平成〇〇年〇月

- 本工事で発生する建設発生土の内〇〇m<sup>3</sup>は任意処分とし、片道運搬距離〇〇kmを想定している。なお、処分候補地については事前に監督員に協議すること。  
また、処分地までの運搬距離は実運搬距離により設計変更の対象とする。

- 本工事から発生する建設副産物（建設発生木材、〇〇）は、〇〇市〇〇〇〇地内（片道運搬距離〇〇km）の再資源化施設（〇〇〇〇）に搬入することを見込んでいる。その再資源化等費（処分費。なお、岡山県内で処理する場合には産業廃棄物処理税相当額、又は産業廃棄物の処理に係る税の条例が施行されている他の県で処理する場合には各県の産業廃棄物の処理に係る税相当額を含む。）については、見積単価を採用している。なお、運搬に先立ち受入条件等を確認し、監督員に報告するものとする。

上記再資源化施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によらない事項についてはこの限りでない。

- 本工事から発生する建設副産物（コンクリート塊、アスファルト塊、〇〇）は、現場内で〇〇〇〇に再利用するものとし、その内容については、別途監督員と協議すること。

- 建設リサイクル法の特定建設資材廃棄物について  
本工事から発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）は、〇〇市〇〇〇〇地内（片道運搬距離〇〇km）再資源化施設（〇〇〇〇）に搬入することを見込んでいる。その再資源化等費（処分費。なお、岡山県内で処理する場合には産業廃棄物処理税相当額、又は、産業廃棄物の処理に係る税の条例が施行されている他の県で処理する場合には、各県の産業廃棄物の処理に係る税相当額を含む。）

項 目

特 記 事 項

No.8

については、見積単価を採用している。なお、運搬に先だち受入条件等を確認し、監督員に報告するものとする。

上記再資源化施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責にない事項についてはこの限りでない。

17 工事支障物件等について

- ・ 本工事の〇〇工の施工に当たって、〇〇〇〇管理の占有物件が支障となっており、これらについては平成〇年〇月〇〇日までに〇〇〇〇が移設する予定である。なお、予定通り処理できなかった場合は別途協議するものとする。

- ・ 本工事区間において、電気、電話、ガス、水道等の占有工事が行われる。原則として歩道内については、占有者が先行し、車道内については同時に工事を行う。各占有事業者とは、十分に調整し、工程に支障のないよう努めること。

18 排水工（濁水処理を含む）関係について

- ・ [ 建設工事施工条件明示の実際：財 建設物価調査会 発行 ] を参照すること。

19 薬液注入関係について

- ・ [ 建設工事施工条件明示の実際：財 建設物価調査会 発行 ] を参照すること。

20 その他

1 工事現場発生品について  
 在来施設の撤去により生じた現場発生品は、下記場所まで運搬のうえ引渡すものとする。

現場発生品名	規格	数量	引 渡 場 所

なお、上記以外の材料が発生した場合は、監督員の指示によるものとする。

項 目	特 記 事 項
21 岡山県エコ製品について	<p style="text-align: right;">No.9</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本工事で使用する再生加熱アスファルト合材、再生骨材等（再生砕石、再生砂、再生割栗石）については、「岡山県エコ製品」認定製品を使用すること。ただし、下記の場合は、別紙「資材調達結果報告」を作成のうえ監督員と協議を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再生加熱アスファルト合材 <ul style="list-style-type: none"> <li>工事現場から40km及び運搬距離1.5時間の範囲内に在庫がない場合</li> </ul> </li> <li>○ 再生骨材等 <ul style="list-style-type: none"> <li>工事現場から40kmの範囲内に在庫がない場合</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 本工事で使用する資材のうち、○○○○については、岡山県エコ製品に認定された製品の使用に努めること。設計単位は岡山県エコ製品を見込んでいるため、使用しない場合は、監督員に報告し設計変更の対象とする。</li> <li>・ その他本工事で使用する資材については、「岡山県循環型社会形成推進条例」に基づき、循環資源を原料とした再生品をその性能、品質、安全性、数量、価格等について考慮のうえ、可能な範囲で積極的な使用に努めること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>また、品質及び価格が同等である場合は、岡山県エコ製品の優先的な調達に努め、使用に当たっては監督員の承諾を得ることとし、使用する場合は設計変更の対象とする。</li> </ul> </li> <li>・ 岡山県エコ製品の基準に適合しないと認められたとき、搬入された資材の撤去等を支持する場合がある。</li> </ul>

項 目

22 アルカリ骨材反応抑制  
対策について

特 記 事 項

No.10

(レディーミクストコンクリート)

・ 請負者は、高炉セメント及びフライアッシュセメントを使用したレディーミクストコンクリート使用する時は、セメント内のスラブ及びフライアッシュ混合率を生コンクリート使用報告（承認）に記載すること。この時、使用する高炉セメント及びフライアッシュセメントは、B種及びC種とする。その他のコンクリートを使用する時は、監督員と協議し、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領の2-1又は2-3を実施すること。

(コンクリート二次製品)

・ 請負者は、使用するコンクリート二次製品毎に、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領の2-1の確認を行い、監督員に報告すること。なお、高強度コンクリート使用の製品については、単位セメント量が多いためアルカリ総量が所定の値を満足しない場合があり、この時はアルカリ骨材反応抑制対策実施要領の2-3を実施し、監督員に報告すること。さらに、この試験に用いる試料を採取する時は、請負者自らが立ち会うこと。

(現場練りコンクリート)

・ 請負者は、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領の2-1、2-2、2-3のいずれかを必ず実施すること。

(橋桁について)

・ 請負者は、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領の2-1を実施すること。なお、高強度コンクリートについては、アルカリ総量が所定の値を満足しない場合があり、この時はアルカリ骨材反応抑制対策実施要領の2-3を実施すること。試験頻度については桁製作前に1回と製作中に1回、製作期間が6ヶ月を超える場合は、その都度1回実施すること。

(外部からのアルカリ影響について)

・ 請負者は、塩害の影響が考えられる海岸線から200m以内の地域における構造物について、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領の2-1及び2-2による確認だけでなく、必ず2-3による確認を実施すること。ただし、対象とする構造物は橋桁等の被害を受けると重大な影響を与えると予想される重要構造物とし、監督員と協議を行うものとする。なお、この時、試験に用いる試料の採取には請負者自らが立ち会うこと。